

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき、
当社の「輸送の安全」に係る事項を下記の通り公表する。

令和7年6月30日
日ノ丸西濃運輸株式会社

○ 輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況

① 安全方針

「物流を超えて、お客様に喜んで頂ける最高のサービスを常に提供し、国家社会に貢献する。
企業市民として常に交通安全を心がけ、環境問題にも積極的に取組む姿勢を基本とする」

② 基本目標

全社員に対する継続的かつ計画的な指導並びに安全活動の実施で、『車両事故ゼロ』

③ 達成状況 令和6年度《令和7年3月末現在》

9事業所中、2事業所達成、対象社員421名

事故に関する統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

令和6年度（0件）

○ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

1. 全事業所との安全推進会議にて安全の取組みをPDCAサイクルで実施（毎月）
2. 危険予知トレーニングの実施及びヒヤリハット情報の共有（毎月）
3. 乗務前のアルコール検知器による確認と運行管理者による点呼時の安全指導
4. 西濃輸送グループ事故ゼロ運動「カンガルー運動の展開」（10月実施）
5. 運転記録証明書による安全指導
6. ドライブレコーダー及びデジタコ記録による乗務員への指導（路線乗務員）
7. 新人ドライバーの本社研修実施
8. 適性診断受診後の診断結果に基づいた面談指導
9. 事故惹起者を対象とした再発防止研修

○ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

※ 事故発生に対しては、社内所定の報告書により本社業務部に連絡し

その情報については各事業所に情報として発信、安全教育教材として活用

※ 組織体制は、安全管理規程内に記載

○ 輸送の安全に関する教育および研修計画

1. 年間計画に基づく安全教育の店所実施（月毎のテーマにて取り組み実施）
2. 安全インストラクタースキルアップ研修

○ 輸送の安全に係る内部監査の結果と、それに基づき講じた措置と講じようとする措置内容

① 内部監査の実施状況 令和6年度（12月末現在）

※ 対象事業所9（通常監査9、フォロー監査0）

② 結果に対する措置

※ 明らかとなった課題に対し、継続的に是正措置並びに予防措置の実施

○ 安全統括管理者

常務執行役員 森本 幸久

○ [安全管理規程](#)